久喜市議会

平成２８年９月定例会

議員提出議案質疑通告

平成２８年９月２９日（木）

質疑通告者一覧

【意見第 7 号　無年金者対策の推進を求める意見書】
通告第 1 号　並木　隆一　議員 ･･･ 1

意見第７号	無年金者対策の推進を求める意見書

○　通告第 １ 号　並木　隆一　議員

（１）憲法では、すべての国民の生存権、国の社会的使命を明記している。そして、国民に、保護する子女に教育を受けさせる義務、勤労の義務、納税の義務を課している。

年金制度は、保険料納付の義務、責務を果たすことにより、権利としての受給資格を得ることができるものと思っているが、安易に年金受給資格を緩和していいのか。

受給資格１０年強の人にも年金を支給すると、年額どのくらいになるのか。

（２）国民年金は、４０年間１回も未納がなく、完璧に保険料を支払っても月額７万円にも満たない額である。ちなみに、この年金額と生活保護の生活扶助費を比べた場合、都市部に住む高齢者の場合、生活扶助費のほうが高い場合がある。さらに住宅扶助費や医療費扶助費を加えると、ほぼ日本全国で生活保護基準額のほうが、国民年金額よりも高額となる。

本来、公的年金や傷病手当金・求職者給付などの社会保険料給付は、生活保護の最低生活費よりも高く設定されなければならない。そうしなければ、保険料を長期間納め続ける意欲が損なわれ、保険料未納者が増えることになるがこのことをどう考えるか。

国民年金額と生活保護基準額との格差については、どう考えるのか。

（３）年金受給資格１０年短縮で救われる人もいるが、この制度でも救われない無年金者１００万人、６５歳以上の無年金者２５万人への対策はどう考えるのか。

「国民皆年金制度」であるのに、なぜ、年金保険料未納者がいると考えるのか。

（４）フランスやスウェーデンでは、国民が高い消費税(付加価値税)を負担しており、これが医療・福祉・年金等の社会保障費の原資となっている。

意見書に言う､必要な体制整備には､財源確保を伴うが､年金制度の充実を求めるならば、安定的な財源確保のための措置が必要であるが、このことについてどう考えるのか。

（５）意見書に言う、低年金者とは、どのくらいの金額の年金を受給している人を言うのか。